

定置漁業権

第1 定置漁業権の内容となる事項

(その1)

1 公示番号

京定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにカ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにコ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 04.6 秒、東経 135 度 28 分 37.3 秒
イ 北緯 35 度 34 分 11.0 秒、東経 135 度 28 分 27.0 秒
ウ 北緯 35 度 34 分 55.0 秒、東経 135 度 28 分 45.0 秒
エ 北緯 35 度 34 分 55.1 秒、東経 135 度 28 分 47.1 秒
オ 北緯 35 度 34 分 47.0 秒、東経 135 度 29 分 06.0 秒
カ 北緯 35 度 33 分 56.8 秒、東経 135 度 28 分 53.9 秒
キ 北緯 35 度 33 分 32.7 秒、東経 135 度 29 分 05.1 秒
ク 北緯 35 度 33 分 31.7 秒、東経 135 度 29 分 02.5 秒
ケ 北緯 35 度 33 分 56.1 秒、東経 135 度 28 分 51.5 秒
コ 北緯 35 度 34 分 09.2 秒、東経 135 度 28 分 31.4 秒
サ 北緯 35 度 33 分 47.0 秒、東経 135 度 28 分 25.9 秒
シ 北緯 35 度 33 分 54.0 秒、東経 135 度 28 分 20.0 秒

3 条件

- (1) カ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は12月1日から翌年2月末までとしなければならない。
- (2) コ、サ、シ、イ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域への垣網の設置は1月1日から8月31日までとしなければならない。

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その2)

1 公示番号

京定第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 49.6 秒、東経 135 度 28 分 51.9 秒

イ 北緯 35 度 36 分 01.8 秒、東経 135 度 29 分 03.5 秒

ウ 北緯 35 度 36 分 10.3 秒、東経 135 度 29 分 30.4 秒

エ 北緯 35 度 35 分 42.7 秒、東経 135 度 29 分 42.6 秒

オ 北緯 35 度 35 分 35.6 秒、東経 135 度 29 分 18.9 秒

カ 北緯 35 度 35 分 34.3 秒、東経 135 度 29 分 11.4 秒

キ 北緯 35 度 35 分 35.3 秒、東経 135 度 28 分 50.3 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その3)

1 公示番号

京定第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにキ、ク、ケ、コ及びキの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 16.4 秒、東経 135 度 27 分 31.0 秒

イ 北緯 35 度 35 分 24.8 秒、東経 135 度 27 分 45.9 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 18.1 秒、東経 135 度 28 分 06.0 秒

エ 北緯 35 度 34 分 58.1 秒、東経 135 度 27 分 55.5 秒

オ 北緯 35 度 35 分 08.0 秒、東経 135 度 27 分 32.1 秒

カ 北緯 35 度 35 分 11.2 秒、東経 135 度 27 分 31.7 秒

キ 北緯 35 度 35 分 03.8 秒、東経 135 度 27 分 23.2 秒

ク 北緯 35 度 35 分 04.6 秒、東経 135 度 27 分 22.1 秒

ケ 北緯 35 度 35 分 09.7 秒、東経 135 度 27 分 27.3 秒

コ 北緯 35 度 35 分 09.0 秒、東経 135 度 27 分 28.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その4)

1 公示番号

京定第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字成生の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 48.9 秒、東経 135 度 27 分 42.0 秒

イ 北緯 35 度 35 分 54.4 秒、東経 135 度 27 分 48.2 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 56.3 秒、東経 135 度 27 分 59.5 秒

エ 北緯 35 度 35 分 36.6 秒、東経 135 度 28 分 04.5 秒

オ 北緯 35 度 35 分 33.8 秒、東経 135 度 27 分 47.3 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その5)

1 公示番号

京定第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字野原の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 26.8 秒、東経 135 度 26 分 03.4 秒

イ 北緯 35 度 35 分 34.2 秒、東経 135 度 25 分 49.1 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 48.8 秒、東経 135 度 25 分 38.5 秒

エ 北緯 35 度 35 分 57.5 秒、東経 135 度 25 分 59.0 秒

オ 北緯 35 度 35 分 42.7 秒、東経 135 度 26 分 07.0 秒

カ 北緯 35 度 35 分 27.6 秒、東経 135 度 26 分 06.7 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その6)

1 公示番号

京定第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字三浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 32.3 秒、東経 135 度 22 分 34.4 秒

イ 北緯 35 度 33 分 45.0 秒、東経 135 度 22 分 24.1 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 59.8 秒、東経 135 度 22 分 08.0 秒

エ 北緯 35 度 34 分 10.0 秒、東経 135 度 22 分 21.0 秒

オ 北緯 35 度 33 分 57.6 秒、東経 135 度 22 分 30.4 秒

カ 北緯 35 度 33 分 39.2 秒、東経 135 度 22 分 41.5 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その7)

1 公示番号

京定第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 08.7 秒、東経 135 度 20 分 47.5 秒

イ 北緯 35 度 33 分 32.7 秒、東経 135 度 20 分 35.3 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 41.0 秒、東経 135 度 20 分 54.6 秒

エ 北緯 35 度 33 分 07.0 秒、東経 135 度 20 分 50.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その8)

1 公示番号

京定第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

舞鶴市字千歳の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 32 分 12.9 秒、東経 135 度 20 分 11.6 秒

イ 北緯 35 度 32 分 12.0 秒、東経 135 度 19 分 56.9 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 21.9 秒、東経 135 度 19 分 57.7 秒

エ 北緯 35 度 32 分 18.9 秒、東経 135 度 20 分 12.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その9)

1 公示番号

京定第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 33 分 47.1 秒、東経 135 度 16 分 31.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 06.9 秒、東経 135 度 17 分 07.8 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 52.1 秒、東経 135 度 17 分 19.9 秒

エ 北緯 35 度 33 分 32.3 秒、東経 135 度 16 分 43.5 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その10)

1 公示番号

京定第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字小田宿野の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 34 分 13.3 秒、東経 135 度 16 分 03.7 秒

イ 北緯 35 度 34 分 39.7 秒、東経 135 度 16 分 38.2 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 24.6 秒、東経 135 度 16 分 49.7 秒

エ 北緯 35 度 33 分 58.3 秒、東経 135 度 16 分 15.3 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その11)

1 公示番号

京定第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 28.1 秒、東経 135 度 15 分 27.8 秒

イ 北緯 35 度 35 分 28.7 秒、東経 135 度 16 分 15.0 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 12.8 秒、東経 135 度 16 分 11.2 秒

エ 北緯 35 度 35 分 12.2 秒、東経 135 度 15 分 23.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その12)

1 公示番号

京定第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字田井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 57.1 秒、東経 135 度 15 分 24.7 秒

イ 北緯 35 度 35 分 59.0 秒、東経 135 度 15 分 58.8 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 42.9 秒、東経 135 度 16 分 00.2 秒

エ 北緯 35 度 35 分 41.1 秒、東経 135 度 15 分 27.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その13)

1 公示番号

京定第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字里波見の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 09.3 秒、東経 135 度 15 分 05.5 秒

イ 北緯 35 度 37 分 39.7 秒、東経 135 度 15 分 59.4 秒

ウ 北緯 35 度 37 分 26.6 秒、東経 135 度 15 分 51.5 秒

エ 北緯 35 度 37 分 54.9 秒、東経 135 度 14 分 59.7 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その14)

1 公示番号

京定第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字長江の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 00.4 秒、東経 135 度 15 分 30.9 秒

イ 北緯 35 度 38 分 39.5 秒、東経 135 度 16 分 08.6 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 26.7 秒、東経 135 度 15 分 56.9 秒

エ 北緯 35 度 38 分 48.8 秒、東経 135 度 15 分 20.0 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その15)

1 公示番号

京定第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	いわし・あじ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

宮津市字長江の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 38 分 40.7 秒、東経 135 度 16 分 09.8 秒

イ 北緯 35 度 38 分 29.3 秒、東経 135 度 16 分 28.1 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 17.7 秒、東経 135 度 16 分 17.5 秒

エ 北緯 35 度 38 分 28.7 秒、東経 135 度 15 分 58.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その16)

1 公示番号

京定第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 39.5 秒、東経 135 度 17 分 58.4 秒

イ 北緯 35 度 39 分 22.3 秒、東経 135 度 18 分 14.3 秒

ウ 北緯 35 度 39 分 11.0 秒、東経 135 度 17 分 46.4 秒

エ 北緯 35 度 39 分 34.9 秒、東経 135 度 17 分 41.5 秒

オ 北緯 35 度 39 分 38.1 秒、東経 135 度 17 分 56.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その17)

1 公示番号

京定第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって
囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 18.5 秒、東経 135 度 18 分 05.2 秒

イ 北緯 35 度 39 分 04.8 秒、東経 135 度 18 分 19.1 秒

ウ 北緯 35 度 38 分 51.9 秒、東経 135 度 17 分 40.6 秒

エ 北緯 35 度 39 分 35.9 秒、東経 135 度 17 分 30.8 秒

オ 北緯 35 度 39 分 31.9 秒、東経 135 度 17 分 38.9 秒

カ 北緯 35 度 39 分 33.2 秒、東経 135 度 17 分 41.9 秒

キ 北緯 35 度 39 分 11.0 秒、東経 135 度 17 分 46.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その18)

1 公示番号

京定第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字亀島の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 16.4 秒、東経 135 度 18 分 02.2 秒

イ 北緯 35 度 40 分 16.7 秒、東経 135 度 18 分 41.9 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 36.6 秒、東経 135 度 18 分 38.0 秒

エ 北緯 35 度 40 分 34.2 秒、東経 135 度 18 分 04.5 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その19)

1 公示番号

京定第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字新井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 41 分 24.6 秒、東経 135 度 18 分 21.9 秒

イ 北緯 35 度 41 分 33.4 秒、東経 135 度 18 分 39.1 秒

ウ 北緯 35 度 41 分 25.7 秒、東経 135 度 19 分 02.2 秒

エ 北緯 35 度 41 分 07.7 秒、東経 135 度 18 分 53.0 秒

オ 北緯 35 度 41 分 19.4 秒、東経 135 度 18 分 18.0 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その20)

1 公示番号

京定第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字新井の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 42 分 05.0 秒、東経 135 度 18 分 18.0 秒

イ 北緯 35 度 42 分 23.2 秒、東経 135 度 18 分 47.3 秒

ウ 北緯 35 度 42 分 07.4 秒、東経 135 度 19 分 01.2 秒

エ 北緯 35 度 41 分 49.0 秒、東経 135 度 18 分 31.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その21)

1 公示番号

京定第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字本庄浜の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 43 分 57.7 秒、東経 135 度 17 分 07.7 秒

イ 北緯 35 度 44 分 08.1 秒、東経 135 度 17 分 40.4 秒

ウ 北緯 35 度 43 分 49.6 秒、東経 135 度 17 分 49.5 秒

エ 北緯 35 度 43 分 37.0 秒、東経 135 度 17 分 11.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その22)

1 公示番号

京定第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 45 分 33.7 秒、東経 135 度 15 分 23.5 秒

イ 北緯 35 度 45 分 46.1 秒、東経 135 度 15 分 54.2 秒

ウ 北緯 35 度 45 分 32.4 秒、東経 135 度 16 分 03.8 秒

エ 北緯 35 度 45 分 16.7 秒、東経 135 度 15 分 22.4 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その23)

1 公示番号

京定第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

与謝郡伊根町字蒲入の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 45 分 48.8 秒、東経 135 度 14 分 44.2 秒

イ 北緯 35 度 46 分 14.5 秒、東経 135 度 15 分 12.7 秒

ウ 北緯 35 度 46 分 02.2 秒、東経 135 度 15 分 28.9 秒

エ 北緯 35 度 45 分 36.6 秒、東経 135 度 15 分 00.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その24)

1 公示番号

京定第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市網野町浜詰の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 35.4 秒、東経 134 度 57 分 38.8 秒

イ 北緯 35 度 41 分 05.4 秒、東経 134 度 57 分 15.4 秒

ウ 北緯 35 度 41 分 16.3 秒、東経 134 度 57 分 31.2 秒

エ 北緯 35 度 40 分 42.7 秒、東経 134 度 57 分 50.1 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その25)

1 公示番号

京定第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市網野町浜詰の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 41 分 05.4 秒、東経 134 度 57 分 15.4 秒

イ 北緯 35 度 41 分 25.6 秒、東経 134 度 56 分 54.5 秒

ウ 北緯 35 度 41 分 41.6 秒、東経 134 度 57 分 17.0 秒

エ 北緯 35 度 41 分 16.3 秒、東経 134 度 57 分 31.2 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その26)

1 公示番号

京定第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 39 分 33.0 秒、東経 134 度 53 分 50.7 秒

イ 北緯 35 度 40 分 08.2 秒、東経 134 度 54 分 03.6 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 06.2 秒、東経 134 度 54 分 35.1 秒

エ 北緯 35 度 39 分 31.8 秒、東経 134 度 54 分 23.8 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

(その27)

1 公示番号

京定第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

京丹後市久美浜町湊宮の地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 40 分 08.2 秒、東経 134 度 54 分 03.6 秒

イ 北緯 35 度 40 分 45.2 秒、東経 134 度 54 分 14.8 秒

ウ 北緯 35 度 40 分 45.2 秒、東経 134 度 54 分 24.4 秒

エ 北緯 35 度 40 分 37.7 秒、東経 134 度 54 分 22.4 秒

オ 北緯 35 度 40 分 37.7 秒、東経 134 度 54 分 45.0 秒

カ 北緯 35 度 40 分 06.2 秒、東経 134 度 54 分 35.1 秒

3 条件

なし

4 類似・新規の別

類似漁業権（現行免許内容のとおり）

第 2 存続期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日まで

第 3 免許予定日

令和 6 年 1 月 1 日